

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成30年3月26日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教員委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会議務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

## 平成30年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成30年3月26日(月)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 日程第 2. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 7号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 8号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 9号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第10号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第11号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第12号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第13号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第14号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第15号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第16号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 日程第15. 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16. 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17. 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18. 議案第22号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算
- 日程第20. 議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第23. 議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第31号 牛久市道路線の認定について
- 日程第28. 議案第32号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第29. 議案第33号 牛久市道路の廃止について
- 日程第30. 意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について
- 日程第31. 意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について
- 日程第32. 意見書案第3号 性犯罪被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第33. 意見書案第4号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第34. 意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について
- 日程第35. 意見書案第6号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について
- 日程第36. 平成29年請願第5号 牛久市の育児支援に関する請願
- 日程第37. 決議案第1号 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議について
- 日程第38. 利根川水系県南水防事務組合議員選挙
- 日程第39. 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第40. 閉会中の事務調査の件

午前9時59分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第23号に対する修正案の1件、決議案第1号の1件が追加提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第5号ないし日程第29、議案第33号の29件、日程第30、意見書案第1号ないし日程第35、意見書案第6号の6件、日程第36、平成29年請願第5号の1件を一括議題といたします。

○

議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法

律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算
- 議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第31号 牛久市道路線の認定について
- 議案第32号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第33号 牛久市道路の廃止について
- 意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について
- 意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について
- 意見書案第3号 性犯罪被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第4号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について
- 意見書案第6号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について
- 平成29年請願第5号 牛久市の育児支援に関する請願

○議長（板倉 香君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務常任委員長。

---

平成30年3月26日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第6号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第1号	地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について	原案可決
意見書案第2号	政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第3号	性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第5号	東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について	原案可決

〔総務常任委員長杉森弘之君登壇〕

○総務常任委員長（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長審査報告を行います。

平成30年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月19日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第6号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、新たに胃内視鏡検診運営委員会委員及び在宅医療・介護連携推進協議会委員の報酬を定めるとともに、所掌事務を終えた牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会委員の報酬の規定を削るものであります。

審査に当たり委員からは、在宅医療・介護連携推進協議会委員及び胃内視鏡検診運営委員会委員の人数について、胃内視鏡検診運営委員会の要綱、開催日数等について質疑がなされ、市執行部からは、在宅医療・介護連携推進協議会委員が18名、胃内視鏡検診運営委員会委員が6名を想定している。胃内視鏡検診運営委員会の要綱は今後定めていくが、開催頻度は年1回を予定している。在宅医療・介護連携推進協議会については年9回の開催を予定しているとの答弁がありました。

議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものは、国の交付税確定による普通交付税の増額、基金繰入金の減額は今回の補正予算調整に伴うものであります。

歳出の主なものは、総務費のうち、総務管理費の財政調整基金積立金を増額計上するものであります。

審査に当たり委員からは、工事と設計業務を検査する事業の中で、非常勤職員を任用しなかったことの減額について、自治振興費の行政区集会施設を助成する事業で、造成工事の減額について質疑がなされました。市執行部からは、非常勤職員の任用については、4月から一般建築施工管理技士の資格を持った正規の職員が採用されたため、非常勤職員を任用しなかったものであります。造成工事の減額については、行政区の意向により工事を前年度に実施したため、減額となっているとの答弁がありました。

意見書案第1号は、地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出についてであります。

本件は、地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、この制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要となり、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活に断固反対し、制度復活しないよう強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、地方議員のなり手不足、議員の人材確保の観点からも議員の年金は必要と考える。安定した議員活動ができるような環境づくりを進めていくべきであり、議員年金制度の復活には賛成であることから、意見書については反対であるとの意見がありました。

また、年金の有無というよりは議員となって実現したいことがあるかどうか、ということが議員として大きいところであると思います。年金が必要ということであれば、国民年金基金と確定拠出年金などに加入する方法もあり、年金制度の復活に反対する意見書については、賛成であるとの意見がありました。

意見書案第2号は、政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出についてで

あります。

本件は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」の早期制定を強く要望するものであります。

審査に当たり委員からは、世界の中でも日本の女性の置かれている地位というのは大変低いということが意見書の中にも出ているが、国でも女性の活躍社会を広めている中で、なかなか進まない部分があり、男女共同参画の推進ということで賛成であるとの意見がありました。

意見書案第3号は、性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことを内容とする法律を早急に制定すること、性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定し、必要な財政上等の措置を講ずること等を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、性犯罪等の被害者の方たちが、今まではなかなか声が上げられなかった、というところが非常に問題であります。一度こういう被害に遭うと、人格が侵害をされるとか、その後の生活が大変厳しいものだというので、さまざまな報道がされており、この意見書に賛成であるとの意見がありました。

意見書案第5号は、東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出についてであります。

本件は、原電による東海第二原発の20年延長の強行に強く抗議するとともに、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村の同意なしに、延長も再稼働も認められないことを主張し続けていただきたいこと、東海第二原発の延長と再稼働に対し、民意に沿って反対の態度を堅持すること等を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、意見書の中に民意ということが載っているが、民意というのは原発を維持するべきだという意見もあり、反対の民意だけではないということから、慎重に考えていくべきとの意見がありました。

また、原発稼働停止に伴い電力供給が滞ってしまったという状況はなく、2025年くらいには、再生可能エネルギーのほうがコストが下がると言われている。東海第二原発はいろいろな原発がある中でも特に危険性が高いと言われており、牛久市民の生命と財産を守るという我々の立場から、意見書には賛成であるとの意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第6号及び議案第19号は全会一致により、内容適切なものと認め原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第2号及び意見書案第3号は全会一致により、意見書案第1号及び意見書案第5号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、須藤教育民生常任委員長。

平成30年3月26日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会  
委員長 須藤京子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第5号	牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運賃等に関する基準等を定める条例について	原案可決
議案第7号	牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第16号	牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第20号	平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第22号	平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
意見書案第4号	子育て支援の拡充を求める意見書の提出について	否決
意見書案第6号	旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について	原案可決
平成29年請願第5号	牛久市の育児支援に関する請願	不採択

〔教育民生常任委員長須藤京子君登壇〕

○教育民生常任委員長(須藤京子君) 教育民生常任委員会委員長審査報告を申し上げます。

平成30年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月20日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第5号は、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてであります。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を市町村が条例で定めることとなったため、制定するものであります。

審査に当たり委員からは、該当する市内の事業所数及びケアマネジャーの数、権限委譲の内容及び主任ケアマネジャーの条件について質疑がなされ、市執行部からは、市内には18事業所があり、ケアマネジャー数は約50名である。権限委譲の内容については、事業所の指定、指導監督権が市に委譲されることになり、今後は定期的な実地指導を行うことになる。主任ケアマネジャーの条件については、ケアマネジャーとして5年間実務に従事し、市から推薦し、県の研修を受講し、県の承認を受けて主任ケアマネジャーとなる、との答弁がありました。

議案第7号は、牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、文化芸術振興基本法の改正に伴い、条例の題名及び文言について改めるものであります。

議案第8号は、牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、社会福祉法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

議案第9号は、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、特例による前住所地の国民健康保険の被保険者である施設入所者等が、75歳到達等により後期高齢者となった場合に、特例を引き継いで前住所地の広域連合の被保険者となるよう変更されることに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、前住所地特例の事例及び件数について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市から県外の施設にいる国保加入者で今後75歳になる方は2名、県内の他市町村の施設にいる方は44名である、との答弁がありました。

議案第10号は、牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正により、障害児福祉サービスに係る提供体制を計画的に構築するため、市町村に対し、障害児福祉計画の策定が義務づけられることに伴い、牛久市障害者自立支援協議会の所掌事務に障害児福祉計画に関する事項を加えるものであります。

議案第11号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、国民健康保険法等の改正により、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となることに伴い、文言を改正するものであります。

議案第12号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、3年に一度の介護保険料の見直し時期であることから、牛久市介護保険運営協議会の審議結果を踏まえ、平成30年度から3年間の介護保険料の基準額を据え置くとともに、介護保険法の改正に伴い、第2号被保険者の配偶者や世帯員等に対して質問検査権が及ぶよう改めるものであります。

審査に当たり委員からは、今後の施設整備計画、基金の活用及び家族に対しての罰則規定の適用事例について質疑がなされ、市執行部からは、施設整備については第7期の計画の中で、広域型特別養護老人ホーム1カ所、地域密着型特別養護老人ホーム1カ所、認知症対応型共同

生活介護事業所1カ所及び小規模多機能型居宅介護事業所1カ所を見込んでいる。基金の活用については、施設の整備状況や給付費等を見込んだ上で3億8,700万円を取り崩し、保険料の据え置きとなった。また、罰則規定が適用されるのは、調査に応じない場合や虚偽の報告をした場合等であるが、これまで牛久市での適用例はない、との答弁がありました

議案第13号は、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、医療と介護の連携を強化する観点から、運営基準等の関連条項を改正するものであります。

議案第14号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、看護小規模多機能型居宅介護事業の指定基準の緩和、認知症対応型通所介護における利用定員の見直し、認知症対応型共同生活介護入居者の身体的拘束等のさらなる適正化等の関連条項を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、市内の事業所数、新たな施設である介護医療院の整備計画、通所介護の利用定員見直しの内容について質疑がなされ、市執行部からは、事業所数は21事業所であり、介護医療院は療養型介護施設の新たな転換先として位置づけられたもので第7期の計画にはない。通所介護利用は1施設3人までが1ユニット当たりに見直されたものである、との答弁がありました。

議案第15号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正による介護予防認知症対応型通所介護における利用定員の見直し、及び介護予防認知症対応型共同生活介護入居者の身体的拘束等のさらなる適正化等を図るため関連条項を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、要支援1、2の現在の対象人数について質疑がなされ、市執行部からは、1月末現在で要支援1の方が329名、要支援2の方が316名である、との答弁がありました。

議案第16号は、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、関連する条項を改正するものであります。

議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金については、国の補正予算採択に伴う、学校施設環境改善交付金の計上、及び、本年度交付見込みに伴う、障害者自立支援給付費負担金の減額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費については、単価改正に伴う、民間保育園運営費負担金等の増額計上であり、教育費については、国の補正予算に採択された、牛久運動公園の駐車場整備、牛久第一中学校体育館工事及び牛久南中学校校舎の大規模改修の平成30年度実施予定事業の前倒しであります。これらについては繰越明許費にも追加してあります。

審査に当たり委員からは、ひたち野うしく中学校の建設費について、平成29年第1回定例会の議員全員協議会で示された約40億円と今定例会の一般質問の答弁での約46億2,000万円との差について質疑がなされ、市執行部からは、一般質問で答弁したとおり、約40億円という数字については、ベースとなる面積、規模等が決まっていない状況での概算で、いわば目標値として算定したものである。約46億2,000万円については、現在積算業務を詰めているところであり、減額は可能と考えている、との答弁がありました。

議案第20号は、平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであり、歳入として、国民健康保険税については、一般被保険者等国民健康保険税の減額計上であり、繰入金については、一般会計繰入金の増額計上であります。歳出の主なものとしては、共同事業拠出金の増額計上であります。

議案第22号は、平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であり、本年度の保険料収入見込みの増額に伴い、後期高齢者医療保険料納付金の増額計上等を行うものであります。

審査に当たり委員からは、低所得者向けの特例軽減措置の廃止によって影響を受ける対象者数について質疑がなされ、市執行部からは、影響を受けるのは元被扶養者の方で、平成29年度本算定時の人数で429名が均等割額の軽減割合が7割から5割になる、との答弁がありました。

意見書案第4号は、子育て支援の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、全ての子供たちが健全に安心して育つことができ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができる社会の実現のため、政府に対し子育て世代包括支援センターを中核とする、子供の育ちや子育てを支える地域ネットワークを全国で推進すること等を求めるものです。

審査に当たり委員からは、子育て支援の拡充に反対するものではないが、本意見書案は総花的に過ぎ、財源の確保の現実性に欠ける。仕事と育児の両立支援が最優先と考え、本意見書案には反対する、との意見がありました。

意見書案第6号は、旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出についてであります。

本件は、1948年から1996年まで続いた旧優生保護法に基づき、1万6,500人を超える人々に不妊強制手術がなされ、本年1月に宮城県の女性が初めて国家賠償を求める裁判を起こしたことを受け、国及び関係機関に対し、被害者への早急な謝罪、賠償及び相談窓口の設置を含む救済制度を整備すること等を求めるものであります。

平成29年請願第5号は、平成29年第4回定例会から継続審査となっていた、牛久市の育児支援に関する請願であり、ゼロ歳児から、自宅にこもらず外に出したくても、地域の子育て出張場が週に1回もないことと、牛久駅エスカートの活性化を図る意味でも、エスカード内に気軽に遊びに行ける、他市にはない大型子育て広場をつくることを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、エスカード牛久ビルに関して、今定例会一般質問における執行部の答弁でも、4階部分を公共スペースとして利活用する方向性が示されていることから、本請願の趣旨に沿っているものと考え、採択すべき、との意見がありました。

また、委員からは、執行部は来年度予算において、エスカード牛久ビルの利活用について基本構想及び基本計画策定の予算を計上しており、少し待つてほしいという状態だと考える。ここで市議会として本請願を採択することは、執行部に対して縛りが過ぎると危惧するので、採択には反対である、との意見がありました。

以上、17件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第5号、議案第7号ないし議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、及び意見書案第6号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、意見書案第4号は賛成少数により否決、平成29年請願第5号は賛成少数により不採択と決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、市川産業建設常任委員長。

---

平成30年3月26日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 市川圭一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第17号	牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第21号	平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第31号	牛久市道路線の認定について	原案可決
議案第32号	牛久市道路線の路線変更について	原案可決
議案第33号	牛久指導路線の廃止について	原案可決

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成30年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月22日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第17号は、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、関連法の改正に伴い、圏央道沿線地域13市町村及び茨城県が策定した、緑地率を

緩和する対象地域である重点促進区域を定めた基本計画が改定され、改正法に基づく国の同意を得たことから、引用条項及び文言を改めるとともに、当該条例の有効期限を5年間延長するため、改正するものです。

議案第18号は、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、「公営住宅法」の改正に伴い、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務を緩和することができるよう、及び引用条項を整理するため、改正するものです。

審査に当たり委員からは、入居当時の収入額は入居条件を満たしていたが、その後、規定の収入額を超過するに至った入居者が退居した事例について質疑がなされ、市執行部からは、毎年、入居者の収入額について確認しているが、収入額が規定の額を超過している方に対しては警告を行い、2年連続で超過している方については退居いただくことにしている、との答弁がありました。

議案第19号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金は、国の補正予算採択に伴う社会資本整備総合交付金の計上、及び本年度交付見込みに伴う道路橋梁費補助金等の減額計上であり、繰入金は、根古屋川緑地整備事業における借地取得額の確定に伴う借地取得基金の繰戻しであります。

歳出の主なものは、国の補正予算に採択された事業について、土木費の都市計画費に計上するものであり、基金への積み立てとして、衛生費の清掃費に生活環境施設整備基金積立金の計上をするものであります。

審査に当たり委員からは、合併処理浄化槽設置補助金が減額計上されている詳細な理由と平成30年度以降の国や県からの補助金交付率の推移について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市から要望した補助金の額に対して国や県からの補助金交付率が92.7%であったこと、60基について補助する予定で当初予算に計上したが、実績としては58基の補助となったことによる減額計上である。今後の補助金交付率の推移については、過去3年の実績として、平成26年度が61%、平成27年度が77.7%、平成28年度が80%であり、今年度は92.7%となっていることから、交付率は徐々に上昇する傾向ではあるが、今後については読み切れないところである、との答弁がありました。

また、委員からは、牛久市所有の未利用地を売却する際に宅地建物取引業協会へ支払う報酬は契約等で決められているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、平成29年1月25日に宅地建物取引業協会と締結した協定において報酬額を定めている。この報酬額は宅地建物取引業法に規定されている報酬額に基づくものである、との答弁がありました。

議案第21号は、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であり、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

議案第31号は、牛久市道路線の認定についてであり、開発行為による5路線を認定するものであります。

議案第32号は、牛久市道路線の路線変更についてであり、市道23号線の一部開通に伴う1路線及び排水整備事業に伴う1路線の2路線を路線変更するものであります。

審査に当たり委員からは、路線変更前の市道689号線は実際に道路として使用していたのか、または雨水排水のためだけに使用されていたのか、土地の使用状況について質疑がなされ、市執行部からは、道路としての形態はなく、大きなU字溝によって雨水排水の機能を有していたもので、市道23号線側に新たに雨水排水施設が整備されてはいるが、当該土地はのり面の下に位置していることから、新たにU字溝を設置して現在も排水機能だけを持たせている、との答弁がありました。

議案第33号は、牛久市道路線の廃止についてであり、つけかえによる2路線を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、廃止する970号線の現況を見ると家屋が建てられているが、登記上はどのようになっているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、昭和54年に建築確認後、翌年に建物の登記がされている。かつては常磐線を横断するような形態で道路として利用されていたが、常磐線により東西に分断されることにより、道路としての機能が失われ、その後、土地所有者がブロック塀等を設けたものと推測される。本来であれば原状回復して道路とすべきだが、現状において道路として機能していないこと、昭和の時代から家屋を建てて宅地として利用していたこと等を考慮して、市道970号線の廃止とあわせて市道962号線の一部を待避場として拡幅したいと考えている、との答弁がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第17号は賛成多数により、議案第18号、議案第19号、議案第21号、及び議案第31号ないし議案第33号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、本委員会の閉会中の所管事務調査に関しては、今後も引き続き調査を要することから、エスカード牛久ビル活性化に対する調査研究を調査事項として、議会在調査終了を議決するまで本委員会の閉会中の所管事務調査とすることを全会一致により決し、議長宛て閉会中の所管事務調査の申し出をいたしました。

そのほか委員からは、議員全員により調査すべきではないか、今後は委員会を秘密会とはせずに公開により行うべきではないか、との意見もありました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、山越予算特別委員長。

平成30年3月26日

牛久市議会議長 板倉 香 殿

予算特別委員会

委員長 山越 守

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第23号	平成30年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第24号	平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

[予算特別委員長山越 守君登壇]

○予算特別委員長（山越 守君） 予算特別委員会委員長審査報告。

平成30年3月2日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算

議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算

議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上、8件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月2日、12日、14日、15日の4日間にわたり委員会を開催し、障害者地域活動支援センター、牛久運動公園武道館建設用地、牛久第一中学校体育館の3カ所の現地視察を行うとともに、3月12日、14日、15日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、大型投資事業であるひたち野うしく中学校、第一幼稚園、武道館建設の3事業実施による市民サービスへの影響と、牛久市の財政調整基金の茨城県内における残高状況について質疑がなされました。

市執行部からは、ひたち野うしく中学校、第一幼稚園、武道館の3事業費の平成30年度予算が約16億3,000万円となっており、財源内訳として、国・県支出金が約3億円、構成比で18%、起債が約10億円、61%、一般財源が約3億3,000万円、20%となっている。また、今回財源の確保として財政調整基金を前年度より2億7,000万円多く繰り入れ、市民サービスが後退しないよう予算編成を行っている。基金の考え方については、財政調整基金は大型の投資事業、突発的な災害等に対応する一般財源の不足を調整するための基金であり、今後、特定目的の基金に積みかえることも含めて検討していくことを考えている。財政調整基金残高は平成28年度の決算値では、茨城県内44市町村中31位であり、標準財政規模に対する積立金残高比率は39位と県内でも基金が少ない自治体となっている、との答弁がありました。

また、委員から、市税の固定資産税の償却資産の増、地方消費税交付金の増について、地方債の利率、償還期限、市債残高、市債管理、公債費の償還のピークについて質疑がなされ、市執行部からは、償却資産が増となった理由については、奥原工業団地内の企業と桂工業団地内の企業の設備投資による大きな要因となっている。地方消費税交付金の大幅な伸びについては、茨城県で見込んだ額に基づいて予算化しており、内容については、平成29年度までは清算交付基準が人口と従業者数で案分していたが、平成30年度からは改正になり、人口だけで案分する制度に国が変更したものです。地方債の償還期限は、施設の耐用年数から定められており、今回は償還期間が3年据え置いた後、20年間での償還を想定しており、総額で返

済する額が少ない元金均等償還を考えている。償還のピークはひたち野うしく中学校の元金償還が始まる平成35年度、償還金額25億2千800万円と試算している、との答弁がありました。

次に、委員からは、基幹システム更新が予定されているが、共通システムを相乗りで使う自治体クラウドの検討、システム更新の方針について質疑がなされ、市執行部からは、平成30年度基幹システム更新については、現行の基幹システムが平成24年10月に導入され、導入後安定稼働していること、現行システムから他社のシステムにかえることに比べてデータ移行費が少なく済むこと、個人番号制度の導入に伴う中間サーバー連携システムへの接続を再構築しないで済むことから、現行のシステムを引き続き使用することとしました。自治体クラウドの検討については、昨年の11月に地方公共団体において、クラウド導入を検討するようとの国からの通知があり、県の勉強会や自治体クラウドセミナーにも参加している。共同クラウドについては、他団体との十分な調整や各担当課での検討が必要であり、今後さらに情報収集して、次のシステム更新に備えたいと考えている、との答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、ひたち野うしく中学校建設の平成30年度工事内容と実施時期について質疑がなされ、市執行部からは、校舎及び体育館については、2カ年の計画のうち出来高3割見込み分の事業費であること、そのほか北側の部分のテニスコート、駐車場、幼稚園用地の南側の駐車場及び防火水槽2基分の工事である。発注時期については、4月に国へ補助の認定申請を行い、6月末から7月にかけて認定がおりた後に一般競争入札となる。通常のスケジュールでいけば9月議会で工事契約の承認をいただく予定である、との答弁がありました。また、委員からは、いじめ不登校を防止する事業における使用料及び賃借料の内容について質疑がなされ、市執行部からは、「ストップイット」といういじめ防止のための通報用のアプリ導入の費用である。いじめを見かけた、あるいは自分が被害を受けた場合に、スマホ等により匿名で教育委員会に通報できるアプリである、との答弁がありました。これに対し委員からは、匿名の情報の信頼性と、解決への方策について質疑がなされ、市執行部からは、アプリ導入に当たり研修会を実施する。子どもたちにいじめを行わない、発見したらすぐ相談することなどを再度指導する。情報の信頼性については、設定によって通報者の学校、学年、男女等まで把握できる、との答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、新設予定のせいけい保育園の建設場所、面積及び保育士数等について質疑がなされ、市執行部からは、場所は国道6号沿いの牛久市役所入口交差点と薬師寺の間あたり、土浦方面に向かって左側である。建物の面積は概算で約170平米。定員19名の小規模保育園で、基準となる保育士数は園長を除き6名である、との答弁がありました。また、委員からは、地区社協について、新しく施設を作る予定があるのかにつ

いて質疑がなされ、市執行部からは、新たに設置される活動拠点として、向台小地区社協を予定しており、賃借料、備品購入費を計上しているが、場所については、要望のある駐車場の件も含めて、地区社協と協議を進めながら決定していきたい、との答弁がありました。また、委員からは、今後新たに定期接種に加わる予防接種はあるのか、さらに、おたふくかぜの接種率の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは、厚生労働省では、おたふくかぜについて定期接種に加える考えはあるが、より安全性の高いワクチンの開発待ちの状況であることから、牛久市としては、おたふくかぜについては任意接種ではあるが全額市の負担で実施する。接種率については現状一部助成で約85%であり、全額助成になれば95%以上になると考えている、との答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について委員からは、バイオディーゼル燃料の近隣自治体や民間企業への利用拡大の状況と今後の販売計画について質疑がなされ、市執行部からは、近隣自治体としては、土浦市、龍ヶ崎市、阿見町、美浦村であり、民間企業としては、うしくグリーンファーム、関東鉄道つくば営業所、一般廃棄物収集業者である株式会社そめや、有限会社ワタベ商会、株式会社光商社である。今後については、近隣市町村の担当課、BDFを使用している事業者、BDF製造メーカーの方々を委員として、本年2月に立ち上げた牛久市バイオディーゼル燃料連絡協議会において、廃食用油の回収やBDFの使用促進について検討、協議していく、との答弁がありました。また、平成30年度予算では、元気農園を推進する事業が廃止されているが、当該事業の現在の状況と今後について質疑がなされ、市執行部からは、農園内を区割りするとき使用するロープの購入費や看板の修繕費等を平成29年度まで予算計上していたが、現在はこれらについて整備されていることや、軽微な修繕であれば今後は職員が対応していくことから、平成30年度には予算計上していない。現在、市内にある9カ所全ての元気農園を貸し付けている状況であり、今後については、元気農園とするための土地、農園の貸し付けを希望する市民、農園の管理者などの農園を運営するための要件を整えば、元気農園を増やすことも考えられるが、現時点では増やすことは考えていない、との答弁がありました。そのほか、エスカード牛久ビルの利活用を図る事業における基本構想・基本計画策定のための委託料が計上されているが、工事が行われるまでの今後のスケジュールについて質疑がなされ、市執行部からは、平成30年度は基本構想、基本計画を1年間かけて策定し、その後、基本設計、実施設計と合わせて補助を受けるための補助申請を行うことで、事業がより具体的になってきたときに工事に入ることになるため、あと数年を要するのではないかと、との答弁がありました。それに関連し、基本構想、基本計画策定という段階ともなれば、エスカード牛久ビル活性化懇話会だけではなく、より専門的な委員で構成する組織も必要ではないかと、との質疑がなされ、市執行部からは、エスカード牛久ビル活性化懇話会の意見は重要ではあるが、

他の団体や関連する方々など、広く意見を聞きながら、牛久駅前顔としてふさわしいビルにしていきたい、との答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、平成30年度から実施される保険者努力支援制度において、牛久市は県内でも高い得点となっているが、特に得点の高い項目、逆に努力が必要な項目について質疑がなされ、市執行部からは、得点の高い項目としては、糖尿病重症化予防の取り組み、重複服薬者への働きかけ及び保険料の収納率であり、低いのはジェネリックの使用率等である。来年度以降は低い項目に力を入れて改善していきたい、との答弁がありました。

また、公共下水道事業特別会計について委員からは、老朽化した下水道管渠の今後の改修計画について質疑がなされ、市執行部からは、下水道施設を適切に維持管理し、施設の長寿命化を図ることを目的とした国の補助制度である長寿命化支援制度を活用して、平成30年度は岡見ポンプ場のポンプ交換等を考えている。また、ストックマネジメント支援制度に移行される平成32年度以降の準備として、平成30年度にポンプ場とマンホールポンプについてストックマネジメント基本計画の策定を予定しており、平成31年度は実施計画を策定し、平成32年度以降はストックマネジメント支援制度を活用して工事等を展開していく計画である、との答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第24号及び議案第26号ないし議案第30号は全会一致により、議案第23号及び議案第25号は、賛成多数によりいずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（板倉 香君）** 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（板倉 香君）** 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第23号、平成30年度牛久市一般会計予算については、10番市川圭一君外1名から修正案の動議が提出されております。これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番市川圭一君。

〔10番市川圭一君登壇〕

**○10番（市川圭一君）** 議案第23号平成30年度牛久市一般会計予算に対する修正動議。

ひたち野地区の分離新設中学校の建設費用の含まれる予算上程について、修正案を提案いた

します。

提案理由といたしまして、財政面の観点から見ても、見込み試算額が一般質問や委員会などの確認時にその都度引き上がっていること、それに伴い今後財政負担が強いられること、市内中学生生徒数は平成35年をピークに減少傾向にあり、市内全体での調整が図れること、また、ほか中学校に空き教室もあることなど解決策を検討されていないこと。

以上の点などを踏まえ、ひたち野うしく中学校建設にかかわる歳入歳出の費用を除くものがあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 以上で10番市川圭一君の提案理由の説明は終わりました。

これより本動議について質疑を許します。16番利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 修正案についてお尋ねをいたします。

修正動議提出するということにおいては、当然それなりの質問があると想定をされていると、それでそれに伴い準備もされていると思いますので、6点にわたって質問をいたします。しっかりとメモをして明確な答弁をお願いいたします。

まず、第1点目は、なぜ今なのか。これまで補正予算等いろいろありました。そういったときに出さないでいて、当初予算で出すということ、これはなぜなのか、理解することができません。このひたち野うしくに建設をする中学校は、市長の選挙公約でもあり、それに対してこの予算に反対をし、歳出をさせないと。これがもし認められるとすれば、市長に対する不信任と受け取れるわけであります。市長としては、この不信任に対して議会を解散する権利も出てくるというふうには私は思っております。では、なぜ今なのか、明確な答弁をお願いいたします。

続きまして、地方自治体の仕事の1つは、子供たちの教育に責任を持つということ、そして地方自治体の大きな仕事とも考えております。しかし、今回提案をされた修正動議提案の中で、子供たちのこと、そしてまた、教育に及ぼす影響などが提案をされておられません。このような問題は全く必要ないと考えているのかどうか、お尋ねをいたします。

続きまして、ひたち野地域の区画整理計画事業で、中学校用地がありました。当然、その販売したときに、中学校用地があるということで移住をしてきた方がたくさんおられます。それが白紙に戻され、そしてまた、市長選挙を通じて中学校建設が進められるということ、地元ひたち野地域の人たちは大変喜んでおります。もしこれが成立したとすれば、その人たちに対してどのように説明をするのか。当然、市及び執行部では説明をできることにはならないわけであります。提案者はそれに当然責任を持って対応すると思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

続きまして、学校規模の問題ですね。中学校の学校規模をどのくらいが適当だと考えておられるのか。これは、全国の校長会や教員等の中での意見からある程度その人数が提案をされて

おります。そして、現在、下根中学校、現在というか、来年度ですね。4月以降の下根中学校の人数はどのぐらいと把握しているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、今回の中学校建設において、国が認め、そして中学校建設が進められようとしているわけでありまして、正式な認可はこれからであります、この補助金を要らないと拒否するということになるわけでありまして。これに対して、今後の国からの補助金に対して影響があるのかどうか、当然検討をされていると思います。その問題についてどのように認識されるのか、明確な答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

答弁を求めます。市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、利根川議員の5点でよろしいですね、の質問について、順次お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

なぜ今なのかということですが、その中で市長に対しての不信任案ではないかということですが、私は一貫して中学校建設に関しては前市長時代からも、今増設で対応できるだろうということで、一貫して主張してまいりました。その中で、今この当初予算、これは大変重いことだと思っております。当初予算に反対するということは大変なことではないかなと思っております。ただ、今ここで意思表示をしなければ、言い方はどうとられるかわかりませんが、どうしても議会は数ですので、議決は。そうなりますと、数的には今後とも成立できません。ですので、今この時点で、当初予算が出たところで意思表示をしなければまずならないということでお答えをさせていただきます。

あと、2番目の子供たちの今置かれている環境ということですが、現に今の下根中学校は、議事録にも当時の教育部長ですか、もお答えはしていると思っております。今、茨城県内でも有数な大変優秀な学校だということで、海外からの視察も来ております。あえてその環境を変える必要があるのかということで、特に子供たちの環境については問題はないのかなと思っております。

あと、3番目ちょっとわかりにくかった。ひたち野地区についての対応ということですがよろしいんですかね。（「はい」の声あり）はい。中学校新設に伴い、ひたち野地区に新たに幼稚園も設置をするということですが、基本的に新しく、旧第一幼稚園を廃止するのではなくて、新しくひたち野地区に新設をするということでは大変よろしいことだと思っております。ただ、平成32年が幼稚園、保育園等のピークというふう聞いております。その以降、減少傾向で、中学校も平成35年がピークであるだろうと、教育委員会のほうからお聞きしております。その点から関しても、これがひたち野地区の発展に果たしてつながっていくのかということに対しては、私としては甚だ疑問であるということですが。

なお、学校規模でございますが、先ほど言いましたけれども、今の下根中学校の教育環境は決して大規模校、もちろん、これ昔の話をしてももう過去のことということになりますけれども、私がもう35人学級ということではありません。私が生まれた当時は、戦後一番出生率が低い時代ですので、昭和41年というのは一番多分子供が少なかった年代です。ただ、前後にすれば、40人学級、50人学級というのは当たり前でございました。その環境が子供たちを不幸にするということは考えられません。現に、35人学級以下のクラスでも、生徒の学力が決して上がっているということは言えないと思っておりますので、その学校規模に関しては先生方がふだんより御努力されて、今のある環境の中で最大公約数というか、今一番何ができるのかということで子供たちのために励んでいただいているということで、全然その点については問題はないと思っております。

あと、国庫補助ですが、ひたち野うしく小学校の例をとると、約8億円ぐらいだったかなと記憶しております。総額44億ぐらいですか。そのうちの約8億が国庫補助というふうな額になっていると思います。単純に足し算引き算がイコールというわけではありませんが、その分また市債残高がふえてしまうということに関しては、やはり財政を圧迫しかねない。もちろん、教育ということは、投資ということではお金が云々ということはもちろんわかります。ただ、現状で今この段階で果たしてそれが最善の方法であるのかなということに対しては、私は疑問と思っておりますので、このような観点から修正動議という形で提出をさせていただきました。以上でございます。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。16番利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） それでは、再質問します。

質問した内容については、それなりにメモされていたようですが、答弁にはなっていないというふうに思いました。なぜ今なのか、そしてまた、市長不信任に値するということに関しては、当然そのように認識をして出したというふうに確認をしてよろしいのかどうか。これはイエスカノーでお願いいたします。

それと、地方自治体の責任ということ、これも答弁がなかったんですが、地方自治体の仕事の1つには、子供たちの教育ということに大きなウエートを持っております。これがまた地方自治体の仕事でもあります。これをどう考えているのかという問題については、答弁がありませんでした。

そして、今回の提案の中で、これは答弁したというのかもわからないんですが、子供たちの問題、教育の問題等については今回の提案事項の中に触れていないと。こういった問題は必要あるのか、ないのかという質問もしましたが、これについてもありませんでした。

そして、下根中学の4月1日からの子供たちの数ですね。約770人というふうに聞いてお

ります。全国校長会や、そしてまた、教員等の意見からいくと、中学校の一つの規模は300人程度というふうに言われてもおります。こういった問題について、今の環境で十分だという根拠があれば、その点についてお尋ねをいたします。

それと、ひたち野地域の区画整理地内の中学校用地ですね。これを見て購入してきた人がほとんどなんです。それを前市長が中学校はつくらないということで、選挙戦の1つの大きな争点にもなりました。御存じのように、根本市長は、ひたち野地域に中学校をつくるということで市長に就任をしたわけであります。この問題について、ひたち野の人たちは中学校ができるということで大変喜んでいるんです。それを今度はつくるなという修正動議ですから、もしこれが認められるとしたら、ひたち野地域に中学校はできないわけであります。その責任は市のほうに、市長のほうにはないわけですね。今まで私が質問してきた内容が明確な答弁がない中で、執行部はなぜ議会で中学校建設を認めなかったのかというような説明は当然市長も、そしてまた、執行部も私はできないと思います。当然、提案をした人、そしてまた、これに対して賛同する人は、ひたち野地域に行って説明をすべきだと。この点についてどう考えるのかと質問をしましたが、答弁がありませんでした。

そしてまた、国庫補助金は幾らかという質問じゃなくて、国からの補助金等を要らないという形で断った場合に、それが今後の行政運営に対する国からの補助金についてどのような影響があるのかどうかの調査をされたのかどうか。当然、これほど重要な案件を出す以上、責任を持って提案をされていると思います。補助金が幾らか云々ではありません。その後の問題です。どの程度責任を持つのか。提案した人は当然責任を持って国に説明に行くというふうに思いますが、その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、利根川議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。もしお答えになっていなかったら御容赦願います。

まず、最初の市長不信任かということですが、もちろん根本市長が選挙の公約として、これは中学校新設ということでやってこられました。これで当選されたわけですから、まずその点については民意が反映されたことだと思っております。ただ、私としましては、その間、いわゆる今回の補正予算ですね、中にも出ておりましたが、側溝ふたかけ1,000万という予算がございました。これも行政区から上がってきて、いわゆる早い者勝ちみたいな形で1,000万の予算しかありません。学校予算というのは、教育委員会の中の答弁の中でも46億2,000万というのが出ております。当初のこれは議事録、皆さんもちろん読んでいらっしゃると思いますので、議員さんによっては「30億以下でできるのではないかというふうな試算も出ております」というふうな一般質問でも答弁をしております。その中で、先ほど出ましたけ

れども、では果たして本当に総額は幾らになってしまうのかと。市長はコンパクトで身の丈に合ったものをつくっていきたいというふうに根本市長も答弁されております。もちろん、人件費、資材高騰というのもわかりますが、あながち当初前市長時代に50億を超えるのではないかというような試算も間違っていないんじゃないかと。そうなると、果たして本当にこの数字でおさまるのか、甚だ疑問である。そういうところでまず修正案を出させていただきました。

市長不信任云々というふうな答弁に私のがなっているかどうかわかりませんが、私はその観点で一貫して主張してまいりましたので、それについてはそのような形でお答えをさせていただきます。

あと、子供たちの環境ですか。子供たちが770人ということですが、先ほど来申しておりますが、これは現、今の教育長でもあります答弁にも出ております。決して悪辣な環境ではないと思っております。確かに子供たち、35人学級、茨城県でも少人数学級ということで推しておりますが、果たして少人数学級がイコール学力が上がるのかということも、これは違うと思えます。やはりその子たちの努力、そして先生方の指導力ということも加味なされなければならないと思っております。それについては、別に今の状況で過大規模校で云々ということとで学力が低下するということは、私としては考えておりません。

あと、URに関してですが、多分利根川議員おっしゃっているのは、業務核都市構想「グリーターつくば構想」のお話ではないかなと思っております。利根川議員の一般質問等でも、小学校は2校、中学校1校というふうな質問をなされていたと思い、記憶しております。ただ、これはその当時の市長答弁、多分利根川議員さんとのやりとりの中で食い違っている部分あると思いますが、その分の違った計画だったというふうに、「今の小学校だ、中学校、URが位置づけした計画なんか、初めからありません」というふうな答弁をありますので、その点については私は今の状況でよろしいのではないかなと思っております。

あと、国庫補助の扱いですか。もしそれが不採択となった場合に、採択されなかった場合、国庫補助金が今後の地方自治体についての、牛久市にとっての影響ということでございますが、今は学校行政、多分統廃合の流れの中にあると思えます。あくまでもこの件に関しては分離新設ということで私は反対をさせていただいているわけですから、補助金が出るから、じゃ今後その補助金を蹴っ飛ばしたらどうなるのかというよりも、その前提に牛久市の今後の行財政を圧迫するような市債残高がふえるのではないかとということが一番の懸念として今回の計上をさせていただいたわけですので、その点をお酌み取りいただければなどと思っております。以上でございます。（議長、質問に対する答弁に全然なっていない」の声あり）

○議長（板倉 香君） 答弁漏れあるんですか。（「いや、質問したことに対して全然答弁してない。全部そうです。答えてくれてない。いろんな話いろいろ全部やってきたけれども、ひた

ち野の住民にどう説明するのかということも、実際答弁ないんですよ。これだけ重要な修正動議出すなら、当然そこら辺のところをを考えていて、それこそ質問しているのに対して答弁がない」の声あり)

10番市川圭一君に申し上げます。答弁漏れということなので、きちんとした答弁をよろしくをお願いします。

では、自席にて、ちょっと暫時休憩よろしくをお願いします。

午前11時22分休憩

---

午前11時28分開議

○議長(板倉 香君) それでは、会議を再開します。

利根川英雄君の質疑ですが、市川議員の答弁のほう、1カ所、1つだけ答弁していただければいいということですので、答弁のほどよろしくをお願いします。10番市川圭一君。

○10番(市川圭一君) それでは、答弁漏れだということですので、御指摘を承りましたので、私は、根本市長とは議員になった当初、同じ会派でございました。市長が議員のときですね。ですので、私は根本市長のことは嫌いではございません。好きでございます。そのようなことで御考慮いただければなと思っております。以上です。(「イエスカノーかって聞いているんだよ。答弁になってないじゃない」の声あり)(不規則発言あり)

それでは、不信任とは私は思っておりませんので、以上でございます。

○議長(板倉 香君) ほかにありませんか。6番杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 数点、質問をさせていただきます。

提案の理由、3点ほど述べられているわけですが、それらについて質問をいたします。まず、第1点目に、財政面の観点から見ても見込み試算額が一般質問や委員会などの確認時にその都度引き上がっていることということがまず第一の理由になっているわけですが、私は見込み試算額がさまざまな段階において上がるということ、これがいいことだというふうには思いません。もちろん。しかし、今回だけだったのか。この間の財政運営の中で試算額というもの、あるいは見込み額というものが上がってきた経緯というのは、こういった言い方は失礼ですが、前市長のときにはもっとすごい上がり方をしていたのではないのかというふうに思いますけれども、そのことについてはどのようにお考えなのか。そして、なぜこのことが第一の理由になっているのかということについて、質問をいたします。

それから、今後財政負担が強いられるというふうに第2点目として書かれているわけですが、このことについてはこの間の執行部の説明の中でする説明がなされているのではないのかというふうに思います。つまり、その返還計画というものも含めて今回の計画については立てられ、

その他の財政運営に影響を及ぼすものではないこと、そしてこれが市政についての重大な債務に陥るといことがないことなどについても、るる説明があったのではないかというふうに思いますが、これらについてそれに反論をするような論拠があるのかどうか。これについて答弁を求めたいというふうに思います。

それから、3番目に、市内中学生生徒数は平成35年をピークに減少傾向にあり、市内全体での調整が図れること、また、他中学校に空き教室もあることなど、解決策を検討されていないことというのが3つ目の理由にされてきていますけれども、これは前市長のときに我々が問題を追及した事柄でもあるわけですけれども、まさに全体での調整が図れないからこそ、あのような過大な中学校というものをつくり出してしまった。こういう経緯があるのではないかというふうに思いますが、そのことについてどのように解決策というものがあるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 杉森議員の御質問に対しての答弁をさせていただきます。

第1点、第2点に関しては、多分同じようなことかなということなので、一括してお答えをさせていただきますと思います。

これは杉森議員も、一般質問で大変何度もこの中学校建設に関しては質問をなさっていると思います。杉森議員の一般質問の中では、30億円以下になることもというふうな文言もございます。当時の教育部長の答弁では、「平成26年の12月時点の資料では54億円と示しておりましたが、下方修正しても45億程度はかかるのではないかと試算している状況でございます」というふうな答弁もございます。やはり今後市債残高、市債が年に対して30億ふえていくということであれば、やはりそれだけの今後、今の時代はいいです。次の世代、その次の世代にやはりそれだけの財政負担を市民にとって負担をかけていくということで、私のほうは考えてこの形の修正動議を出させていただきました。

また、中学校生徒云々とありますが、やはり牛久第一中学校、南中学校、約10教室ずつのあきが現在あります。仮に10クラス、35人学級としますと、両方で20クラスですから700人のあきが出るわけです。確かに学区編成というのは、私も教育民生常任委員長を仰せつかっていたときに、通学区の変更というのはそう簡単にはできるものではないというのは十分認識しております。ただ、やはり現教室がもうそれだけあいている状況を踏まえたら、その分を動かすことによって新たな財政負担を強いることなく現教室を活用して子供たちの熟成を図れるというふうには考えておりますので、これが答弁になっているかどうかはわかりませんが、私の答弁とさせていただきます。（「もう1個、ちゃんと考えてるの、市川さん」の声あり）

○議長（板倉 香君） 6番杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 提案者は質問にほとんど答えていない、先ほどの質問と同じですけども、もう一度言わせていただきますけれども、なぜ第1番目に理由として述べられているのが見込み試算額が引き上がったということになるのか。私の記憶では、そういうようなもっと大幅な引き上げ見込みというものはこの間もあったかというふうに思いますけれども、その際に提案者がそれを理由に反対をする、修正をするというふうな動きを見せたことは、私の記憶にはないわけですけども、なぜ今回それが第一の理由になっているのかということを知りたいわけです。

それから、2番目に財政負担の問題について、執行部からもるる説明が、償還期間の問題がどうだ、そしてそれらの毎年の返還額が、償還額がどうだ、さまざまな説明がなされていたと思います。それが一遍に何か先ほどからの話だと何十億か返さなければいけないのかどうかとか、そういうふうな話にすりかえられているような感じがするわけですけども、それらの償還計画のどこに無理があるのか。そして、牛久市の財政運営上どこにそういう問題点が出てくるのか、そのことを明らかにしてほしいということを質問として言ったわけです。

それから、3番目の問題では、全体での調整が図れるということで、空き教室があるところがあるんだから、そこに持っていけばいいじゃないかなんていう大変乱暴な意見ですよ。まさに牛久市というのは過疎と過密というものが両方存在しているというのが今の現状です。それをガラガラポンでこっちからこっちに持っていきやいいんだと。こんな議論で教育問題語るとしたら、大変な問題になると思いますよ。今、提案者が出された具体的な解決策というのが、本当にそれでうまくいくというふうに思っているのかどうか、もう一度質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） まず、最後の質問からお答えをさせていただきたいと思います。

ガラガラポンでというふうなお話もございましたが、現に今、奥野小学校、二中地区ですね、は特認校というか、市内から子供たちを集めてというふうな今、教育委員会の流れでやっております。現実、南中学校に関しては、目の前を通過して一中に通っていた子供たちもおります。そういう点からも、今現状確かに新しいものをつくるということに関しては、誰も反対する者はいないと思います。それは新しい学校が一番いいに決まっていますから。ただ、現実、今それだけの空き教室が出てきている中で、それをいかに活用して、子供たちもそういう部分では牛久市全体の調整ということですが、どこどこ小学校がどこどこ中学校ということでは、今後どこの地域でもこれはどこの自治体でもそうだと思いますが、統廃合の流れは必然的にもう少子高齢化、4人に1人は高齢化というのはもう26%、牛久市も現実そういう状況でございま

す。ですので、そういう部分では確かに子供たちの移動距離が場合によっては多くは長くなるかもしれませんが、市内全体としてのバランスを考えた中では、別に決して無理難題なことを私は言っているつもりではありません。

また、財政云々ということですが、今後教育委員会予算だけでもやはり年間、さきの予算委員会でも私も質問させていただきましたが、毎年28億、約30億弱ですか、ぐらいの教育予算はかかっていくというふうにお聞きをしております。これは教育委員会から答弁をいただきました。そのほかにも、牛久市で抱えている施設、長寿命化計画、いろいろなものがございます。その部分の投資的経費、いわゆる学校が云々ということではなくて、牛久市全体的な投資額を考えたときに、果たして今やるべきことなのか。そこら辺を一步とどまってお考えをいただければなということで、この修正動議を出させていただいたということの趣旨を御理解いただければなと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 15番鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 2点ほど質問をしたいと思えます。

1点は、その市債の発行ということで、牛久市の行政運営が大変なことになってしまうと、財政悪化につながってしまうというようなお話がありました。私、予算委員会の中でもその点を質問してまいりましたけれども、市債、前市長の時代にはその市債を発行しないという方向でその行政運営をしてきた。ところが、いろいろな支障が出てきた。市民の要望を実現するという点では大変な影響が出てきたと思います。そして、その市債についてですけれども、執行部にも説明を求めましたが、世代間公平という考えもあるわけですね。近隣の市町村においても世代間公平ということの考えをもとに行財政運営をしております、たしか近隣の中でも市債の発行額、牛久市は低いほうであると思います。その辺の状況について、行政運営について、その市債発行との関係で必ずしも悪とは言えないという状況があると思えますが、その点について伺いたいと思えます。

もう1点ですが、教育の現場で今どのような状況が起きているかということ、教育民生常任委員長を経験された議員にお伺いしたいと思います。昔のその40人学級の時代と今の子供たちの状況、かなり違ってきているということはもう既に御承知のことと思うんですけれども、障害児がたくさんいらしたり、いろいろな問題が不登校問題も含めて極めて詳細な形で対応しているわけで、そういうその教育現場の状況、今のお話を伺っておりますと、ただ数の問題だけで考えているように思われるんですが、その点の状況についてどうお考えでしょうか。以上です。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、鈴木議員の質問に対しての答弁をさせていただきます。

まず、市債発行という形でございますが、先ほど来言っておりますが、これは今の根本市長になってからの一般質問の中でも出ておりますが、牛久市としては市債、既に300億円をオーバーしているというふうな現状がございます。やはりその中で新たな、また大変、投資的経費というのはもちろん子供のための経費というのは投資ということにお金をイコールということは、これはわかります。ただ、先ほど来申しておりますが、今現状立ちどまることも、考えることも一つの英断ではないかなということ、この修正動議を出したわけでございます。

あと、教育環境ということでございますが、私も子供が3人おります。そして、現に今、下の子供は小学校6年生で、今度卒業式を終えて、今度中学校に参ります。もちろん保護者として牛久市の今置かれている教育現場の環境は十分わかっているつもりであります。私もPTAの会長ということもさせていただきました。その中で、いろいろな学校間の諸問題がもう学校によって多々あるのは存じております。ですから、今御質問にありました障害児の方やいろいろな問題を持ったお子さんたちも確かにおります。ですから、それを一概に右から左へということで私はそういうふうな暴挙で言っているわけではありません。

今置かれている中の、仮に先ほどちょっと例に出しましたが、一中、南中というのが10教室ずつあいているという現状を踏まえれば、今南中の子たちは、従来は向台小が全部南中に上がっていましたが、今、神谷小学校の子供が約多分3分の1南中に行っていると思うんですね。3分の2が牛久第一中学校というふうなのが多分現状だと思います。先ほど来申しましたが、南中の前を登校して一中に通っている子たちも現実おりました。学区編成が変わって、その子たちが南中学校に通えるようになりました。やはりそういうふうなその場、その場の臨機応変な対応が今後牛久市、それをやったがために牛久の教育環境が悪くなるということは、私は考えておりません。やはり現場の先生、やはり箱物という言い方はちょっとこれはどうかと思うんですが、やはり先生の考え方だと思います。教育はやはり現場ですので、現場の先生方がいかに子供たちに対応できる時間をつくっていくのか。それが私としては一番大事だと思っておりますので、その点をやはりこれは教育委員会、もちろん先生方含めてどのような策が一番いいのか、その点をお考えいただければなと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 15番鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 財政上から立ちどまれということですが、子供たち、立ちどまって成長はできないわけですね。やはり教育というのは本当にその場、その子供たち、その子供たちに対する対応をきちんとしていかなければ、もう立ちどまってはられない。そのことについてですね。

それで、財政運営、牛久の財政運営については、予算、決算、私ども必ず質問をして確認をしまりました。牛久市の財政が破綻するというような状況はまるっきり見えない。非常に

良好な財政状況であるということをごまでも確認をしてみました。今回の予算についてもそのように考えております。その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 1点でよろしいですか。鈴木さん。2点。

まず、破綻するのではないかとということでございますが、私はそのようなことは言っているつもりはございません。今、先ほど来言っていますが、今そこにお金をかけるべき投資的経費が、そこではなくてほかにかけるものがあるのではないかとということで答弁をさせていただいたつもりでございます。

あと、最初のは何ですかね。教育負担、子供の。子供に関することですが、子供に負担がかかるのではないかとということでございますが、立ちどまらないということでございますが、決して別にこれをやることによって子供の環境が立ちどまるとは思っておりません。やはりこれは地域差もございましてと思っておりますが、現実先ほど来申していますが、今福祉の面ではこれからどんどん扶助費というのが毎年上がってきているところでございます。学校の教育には投資をするのでは反対ということでは言っているのではないんです。あくまでも、今回の私たちの趣旨は、提案した趣旨は、今ここにこれだけのものをかけてやるべきなのかということは今立ちどまって考えていただきたいということで、この修正動議を出させていただいておりますので、その点を御理解いただければなと、わかっていると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉 香君） 7番須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは、提案者に1件だけ確認したいと思います。

今、提案者の言葉の中で、この修正動議は今後の学校づくり、その立ちどまって考えるために修正動議を出されたというようにとれなくはない御答弁だったんですね。この修正動議ということは、学校関係の予算を当初予算から全部削除するということですね。それに合わせて国庫補助金とかも含めて出ているもの、それを全部ゼロにして、そして新たな予算を組み替えるということですね。ということは、これは立ちどまって考えるという段階じゃないんですよ。もう学校は土地を購入し、そしてその土地が汚染土壌じゃないかと言われ調査をし、そして実施計画が立てられ、着々と進んでいるんですね。その中で、学校関係の改めて出てきている予算を全部削除するということは、これは学校をつくらないという意思を牛久市に示せとおっしゃっているわけですね。それが何か立ちどまって考えて、皆さんの考える一つのきっかけになればというような段階ではない。それだったら、もっと早い段階に、先ほどもありましたように決議なり、そうしたものをきちんと行動に移すべきだったんじゃないか。ということは、私はどちらを向いてこうした修正動議を出されたのかはわかりませんが、パフォーマンスにす

ぎないというふうに思いますが、そのパフォーマンスなのかどうなのか、その辺の覚悟を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 4番甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 私も提案者に名前が入っていますので、少しお答えします。

須藤議員の御質問ですけれども、パフォーマンスじゃございません。真剣です。以上です。

○議長（板倉 香君） 22番石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 提案者及び賛成者に1点、確認をいたします。

この中学校が完成した場合、完成披露式典というものが盛大に行われると思いますが、皆さんはその式典に参加をされますか、されませんか、明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 今の石原議員の御質問でございますが、まだできておりませんので、今、即ちイエス、ノーということはお答えができません。御了承願います。

○議長（板倉 香君） 22番石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、提案者のほうから、先のことなので想定することができないという答弁でありましたが、出す以上は、当然にそういうことを想定して出すべきであろうというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 繰り返しにはなりますが、想定はしておりませんので、申しわけございませんが、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（板倉 香君） ほかにございませんか。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 提案者に質問を2点したいと思います。

先ほどから立ちどまるという発言、答弁が出ておりました。このことは、中学校ができないということになってしまいます。そうしますと、今ひたち野うしく中学校に建設をされると移住された方々が来ておりますけれども、議会がこの中学校を建てないという判断をした場合に、そちらの住んでいらっしゃる方、先ほど利根川議員も質問していましたが、市議会として責任をどうとっていくおつもりなのか、伺います。

それと、ひたち野うしく地域は若い世代の方が多いということで、中根小、ひたち野うしく地域、児童数が大変多うございます。そのことは御存じだと思います。その方たちが行く中学校ということで、今新しい中学校の建設が進められているんですが、ひたち野地域は牛久地域に比べて所得の高い方が多いというふうに聞いております。ということは、市のまちづくりにも影響するところがございますが、この点、これからもまちの活性化のためにもやはり中学校建設というのが大変必要ではないかというふうに私ども考えておりました。それは子供たちの

教育環境の整備ももちろんそうですが、やはり市のまちづくり、その観点からもこの問題が重要だと考えます。その考えについて伺います。

○議長（板倉 香君） 10番市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、遠藤議員の2点かと思います。

立ちどまるということですが、私は決して先ほど来言っていますが、立ちどまるとは思っておりません。中学校ができなければ、立ちどまってしまうのかというのは、現実違うと思います。これは2番目のひたち野地域のまちづくりとも関連してくると思うんですが、現実、今現状、中根小に行っていて下根中に行く、東側の子たちですね。ひたち野東のほうですね、はひたち野、仮に今仮定されておりますひたち野中学校ができた場合、そちらに行くことではないと思います。下根中学校に行くと思います。

ですので、別にじゃ、先ほど来利根川議員の質問にもございましたが、多分グレーター業務核都市構想ということで、私はその当時、商工会だったかと思うんですが、会合がありまして、つくば、土浦、牛久の3市が合併して業務核都市構想というのをお話を伺ったことがあります。その中で、多分URの構想の中にそういう話があったのではないかというふうなお話だと思うんですが、実際私はそこまではっきりと、じゃここに確実にできますよというふうな、そのときに話した記憶がございませんので、はっきりした答えはできませんけれども、決して中学校ができるからまちづくりが発展するのということではないと思います。現に、近隣の市町村ではほとんどが皆統廃合で、つくば未来なんかでは新しく学校を建ててほかの学校を潰してということがございます。ただ、牛久市としては、今ある学校を統廃合しようというふうな考えはないということは教育長もおっしゃっていましたし、市長も多分そういうお考えだと思います。ですので、今あるものを最大限生かして、子供たちの環境をさらに充実できるものをつくっていくのが、私は教育の考え方だと思っております。決して今ある置かれている環境が子供たちにとって、これは絶対マイナスなのかということは、これは子供たち全員にお話を聞いたわけではありませんので、何とも言えませんが、今あるものを最大に生かしていくのが、逆にこれは大人の役目ではないのかなと思っておりますので、ちょっとなかなか答弁になっているかどうかわかりませんが、以上で私の答えとさせていただきます。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 提案者は大変苦しい答弁をされております。今、立ちどまるのことは、中学校をつくらないというふうに先ほどから答弁されていると思うんですね。それで、矛盾をした今答弁じゃなかったかと思えます。中根小、ひたち野うしく小、全てがひたち野に行くとは私も思っておりません。下根中と両方に行くというふうには考えます。しかし、子供たちというのは、私の子供なんかは向台小でたくさん的人数の中でいましたけれども、そうい

う今時代ではないんですね。先ほど鈴木議員のほうからもありましたように、いろいろな困難を抱えた家庭、そして障害を持ったお子さん、いろいろな方たちがいる中で、そういう子供たちがそういう教育環境の中でいいのかどうか。小学校は6年です。中学校は3年しかありません。そういう中で、子供たちの最善の環境を整えるというのは、やはりこれは牛久市の仕事であります。そして、根本市長は、中学校建設を掲げて当選されたということは、やはり市長公約をきちっと今実施をされているところなんですね。そこを今このような修正案を出されるということは、先ほどから言われておりますように、市長に対する不信任案に私も当然だとそういうふうを考えざるを得ません。その辺について、再度伺います。

○議長（板倉 香君） 4番甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 遠藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、立ちどまる、立ちどまらないの市議会の責任はというお話でしたけれども、これは上程がまず財政面の観点からの上程でありますので、市議会の責任どうのこうのという話でありますと、責任はあると思います。それと、賛否にですよ。賛否に責任があるということですよ。

それと、まちの発展はという御質問でしたけれども、教育分野におきましては、教育論の中身について議論していくのは当然私も正しいことだと思いますし、ただ、建設論になりますと、先ほど申し上げた財政面の観点から、やはりここははっきりと反対させていただくという形でこの上程をさせていただいております。

それと、市川議員に御質問された市長に対しての不信任どうのこうのという観点では、先ほどお答えさせていただいたように、その人事案件ではないので、あくまで財政の観点で皆さんの御判断を仰ぎたいと思います。以上であります。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

以上で本動議についての質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。（「反対から」「修正案。修正あったから反対終わってますから賛成」の声あり）

自席休憩をお願いします。

午後0時11分休憩

---

午後0時13分開議

○議長（板倉 香君） それでは、再開します。

原案賛成の方の発言を許します。9番池辺己実夫君。

〔9番池辺己実夫君登壇〕

○9番（池辺己実夫君） 議案第23号の修正案に対し、賛成の立場で意見を申し上げます。

一般会計の予算は277億7,000万で、過去最高の予算規模となりました。このうち教育費が対前年比61%、約21億700万円の増額で、55億6,300万円です。これは、ひたち野うしく中学校と武道館、第一幼稚園などの建設費によるもので、歳出合計に占める教育費の割合は20%と、民生費の36%に次ぐ大きな規模となりました。

議会初日の根本市長の説明では、人づくり革命や新しい人材育成の基盤となる施設整備事業であることとこれらを位置づけています。私は、この趣旨に決して反対するものではありませんが、これからの牛久市の人口ビジョンと財政事情に基づいたとき、果たしてこれらの投資が中長期的に見た場合、市の発展に必要であり、最優先的に認めなければならない投資なのかとは疑問に思っています。

特に、ひたち野うしく中学校のことでは、私は用地取得の際の土壌調査の必要性を強く訴え、さらに建設費についても当初の金額から大幅な増額となったことに対し、その進め方に変化違和感を覚えてきました。そもそも、ひたち野地区での中学校建設を行うことになった経緯は、根本市長が公約として掲げたものであり、人づくりや子供たちの教育環境を市が最優先に財源配分を見直すことで実現することになったと思っています。しかし、平成35年に生徒数はピークに達しますが、その後、減少傾向に向かうことや、東京オリンピックやパラリンピック、東日本大震災の影響で人件費や資材の高騰があることを考えると、改めてひたち野うしく中学校の建設に対して疑問が湧いてきます。

今、牛久市内には5つの中学校があり、そのうち牛久第二中学校は生徒数が少ないため、小規模特認校として特色を持った小中一貫教育が行われています。また、私が通った牛久第一中学校は3学年で14クラス、牛久第三中学校は3学年で13クラス、牛久南中学校は14クラス、下根中学校が21クラス編成でおり、このことから下根中学校の生徒の多さは明らかですが、通学区の編成を組みかえることで生徒数を均衡にすれば、ピーク時の生徒数に今ある中学校対応でできるのではないのでしょうか。私は、今議会中に牛久第一中学校と牛久南中学校に伺いましたが、どちらも10教室余り空き教室となり、使用されていませんでした。1クラス35人学級とすれば、1つの中学校で350人余裕があることになります。ましてや、2つの中学校を合わせれば700人分の余裕があることになります。通学区の編成で十分に対応できる数だと言えるのではないのでしょうか。

例えば、ひたち野うしく中学校がある獺穴地区とか、下根中学校、柏田にある一中、女化に近いところにある南中学校、バスとかでつないだら、ドア・ツー・ドアで女生徒を持っているような父兄は大変喜ぶのではないのでしょうかと思います。

こんなことを言いますと、子供の環境に反対するように思われるかもしれませんが、子供た

ちの教育環境を整備するのは、何も学校を整備することではないと思います。いや、学校を新しくつくることではないと思います。子供たちの学ぶ場、それは教師と生徒の信頼関係を築く安心・安全な教育環境であり、学校という場を通して地域の人たちも含めた社会全体で子供たちを見守り、お互いに育っていく場をつくることにほかならないと考えます。それが今、牛久市でも進めているコミュニティ・スクールでもあるのではないのでしょうか。

待機児童という言葉がありますが、今後、少子超高齢化に伴い、待機介護者という言葉も出ております。扶助費を初めとする社会保障費はますますふえていくことは、火を見るより明らかです。未来の子供たちへの投資は大変大事なことでありますが、それとともに今まで社会を担ってくださった高齢者の方、社会的に不利な立場な方、障害のある方などへの支援は最も重要であると考えます。

以上のことから、ひたち野うしく中学校の建設についてはいま一度検討していただきたく思い、牛久市にとっての必要性を十分に考えていただきたいと強く思い、この修正案に賛成いたします。議員の皆様のお賛同を心よりお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 議案第30号平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論です。

後期高齢者医療制度は、発足して10年になります。発足当初、国民からの大きな批判を受け大問題となっていました。茨城県の医師会を挙げての反対運動が全国に広がっていったことは御承知のとおりです。当時、その批判をかわすために軽減措置を行ってきました。ところが、2016年に安倍政権は、法律を改正し、扶養家族や低所得者等への均等割や所得割の軽減措置を段階的に廃止・縮小しています。3月18日の茨城新聞では、茨城県は年額4,783円の値上げになると報道されました。2018年度は、総所得で年金収入211万円以下の方の所得割が、昨年前の2割軽減が廃止になり、699人の市民が影響を受けます。均等割についても、元社会保険被扶養者は7割が5割に縮小され、429人が影響を受けるとの説明がありました。また、賦課限度額が57万円から62万円に引き上げられ、一定以上所得のある方の負担もふえます。

30年度は後期高齢者医療保険料の2年ごとの見直し時期に当たり、均等割と所得割の保険料率は据え置かれましたが、軽減措置の縮小・廃止に伴い市民の負担増になることから、後期高齢者医療保険制度特別会計予算に反対するものです。

なお、特別委員会の中では賛成をしましたが、精査をした結果、反対をいたします。

次に、議案第17号牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する

る法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、市内の緑地が減少する中、企業の工場等設置において緑地率の緩和を5年間延長するもので、牛久の本条例では本来20%が5%に緩和されています。これは、環境問題に対する企業の責任放棄につながるものと考え、反対をいたします。

議員の皆様の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） それでは、意見書案第6号に対する賛成討論を行います。

障害者らへの強制不妊手術を認めていました旧優生保護法（1948年から96年）が母体保護法に改定されて22年、10代で手術を受けた宮城県の60代の女性が国を提訴したのをきっかけに超党派の議員連盟が発足するなど、賠償と謝罪を求める動きが広がりつつあります。

日弁連によりますと、旧法による障害者らへの不妊手術を施されたのは、全国で約2万5,000人、うち約1万6,500人は強制だったとされています。手術の記録が残っていない人がほとんどで、資料が残るのは約2割にとどまっている状況です。

不妊手術を強制されたのは、個人の尊厳や幸福追求権を保障した憲法に違反するとして、宮城県の60代女性が1月、全国初となる国家賠償請求訴訟を仙台地裁に提訴いたしました。宮城、北海道、東京など全国で提訴の動きが広まりつつあります。4月にも、東京都の70代男性が、障害がないのに不妊手術を強制されたとして、国に損害賠償を求める訴訟を起こす方針を明らかにしております。

不良な子孫の出生防止を目的とした旧優生保護法は、戦前にナチスドイツの断種法の考えを取り入れられてつくられた国民優生法を引き継ぐ形で1948年に制定されました。国連勧告から20年、政府は謝罪や補償する姿勢を示しておりません。ことしの1月の宮城県の女性の提訴をきっかけに、超党派の議員連盟や与党のワーキングチームが動き始め、政府与党は3月にも被害の実態調査をする方針を決めました。

この法律は明らかな憲法13条の生命・自由・幸福追求権を侵害する憲法違反の法律で、個人の尊厳を踏みにじるものです。国連人権委員会も1999年に被害者への補償を求めています。スウェーデンやドイツにも同様の法律がありましたが、廃止とともに国が謝罪と賠償を行っております。しかし、日本は全く何も行っておりません。

国は被害者全員に対する真摯な謝罪と賠償、さらに相談窓口の設置や救済制度の整備等を求める意見書に賛成をいたします。

議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番守屋常雄君。

[5番守屋常雄君登壇]

○5番(守屋常雄君) 雄徳クラブの守屋常雄でございます。

私は、議案第23号平成30年度一般会計予算案の中にひたち野地区に分離新設する中学校建設の予算計画が含まれているので、それに対して反対の立場より議論させていただきます。

反対意見の第1は、牛久市全体の中学校における空き教室の状況や、市内中学校に在籍する生徒総数の調整を図ればクリアできるのに、その検討を行った結果の結論でない点。

第2に、多額な市民の血税を使い、市長の公約という言葉が使われて全体に波及するかわからない事業を展開することの疑問。

第3に、これから財政運営が大変な中、もっと喫緊な課題や政策があるにもかかわらず強行する点。

第4は、大事な市民の税金は教育の入れ物を充実するのではなく、もっと教育の内容や質の転換に必要な機材などのインフラや人材への投資を図ることが大事だと考えます。さらに、物言わぬ市民の方々の不満は、市があらゆる手段で丁寧に情報を伝えていないと考える点です。

そして、最も大事な点は、牛久市をほかの市と比べて充実した市民サービスや高齢者に対する福祉政策で誇れる市にするためにも、大事な血税を市民の考えをじっくり吸い上げて使ってほしいと考えている市民も多数おられると拝察されます。その方々の常識ある考えを代弁し、ひたち野地区中学校建設予算を計上する一般会計予算案に反対させていただきます。

最後に、ここに結集された同僚議員の方々の御賛同を期待いたします。以上です。ありがとうございました。

○議長(板倉 香君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番山越 守君。

[17番山越 守君登壇]

○17番(山越 守君) 私からは、議案第23号平成30年度牛久市一般会計予算についての賛成討論を行います。

先ほど23号議案の修正案が提案されました。その提案に真っ正面から向き合ったときに、この修正案に多少のシンパシーを感じるころではあります。つまり、中学校の建設については、いまだ私自身完全に納得しているわけではございません。しかしながら、さはさりながら、予算案には、私自身の考えとして、中学校建設が重要でないと申し上げるつもりは毛頭ございません。それと同等、あるいはそれ以上に、市民福祉の向上、そして市民生活に直結する予算がもう建設予算の数倍、あるいは十数倍、もっとかもしれません。盛り込まれております。つまり、市民サービスに停滞があってはならないと考えております。したがって、これを否定する立場にはどうしても立てないという考えでございます。

学校の建設は納得していないと言いながら、じゃ予算には反対するのかと御批判をいただく

かもしれませんが、イリーガルであるよと御批判を受けるかもしれませんが、私自身は非常に難しい判断のもとで、議案第23号平成30年度牛久市一般会計予算に賛成するものがあります。以上であります。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川常雄君） 議案第23号平成30年度一般会計当初予算に対する修正動議に対する反対討論であります。

議論の中でいろいろ出ましたが、提案者の説明自体が質問に対する十分な答弁になっていないというふうに判断をするものであります。そしてまた、パフォーマンスではない、また、不信任ではないというようなことを言っておりますが、実際にそれでは当初予算には反対をするということ、これは先ほども言いました市長不信任にも通ずるものと、それほど重大な問題であります。それが不信任ではないなどということは詭弁にしかすぎないと思うわけであります。

地方自治体の仕事の1つは、教育、そして子供たちに対してどのように対処し、そして公平・公正に教育環境を整えていくのかというのが、地方自治体の仕事であります。世界的な不況の中で、ある国では、財政収入が減る中では教育予算をふやしていくと。次の世代の子供たちに十分な教育を与えるということを国策としている国もあるわけであります。

そういった点からいって、牛久市でも、次世代を担う子供たちに十分な公平・公正な教育環境を整えるということ、これが地方自治体の仕事であります。したがって、ひたち野地域への中学校新設は当然のことと判断をすべきであります。

23号の修正動議につきましては、以上のような理由によって反対をするものであります。

議員各位の賢明なる御判断を期待をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 意見書案第1号地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書案について、賛成の立場から討論いたします。

周知のとおり、地方議会議員年金制度は、自治体数の減少に伴う財政悪化により平成23年に廃止されました。しかしながら、厚生年金への加入資格を与える方向性で制度復活の議論がなされております。これは、かつての特権的な議員年金制度と異なるとはいえ、自治体が保険料の半額を支出する点、財政負担となることに変わりがなく、私は制度の復活に反対するものであります。

また、議員は自治体と雇用関係にない点も考慮すべきです。もちろん、政治活動、地域活動などを含めれば、議員活動は相当な時間数になるとは思いますが、これらは明確に規定されて

いない以上、個人の活動とならざるを得ず、毎日出勤している職員と同様に厚生年金へ加入するのはいかなものかと考えるところであります。

さらに、制度が提案される背景となった議員のなり手不足につきましては、年金が本質的な問題とは考えておりません。議員は兼業が認められており、個人で国民年金基金、確定拠出年金へ加入することも可能であります。

以上の点から、私は意見書案に賛成をするものであり、御賛同を期待いたしまして討論とさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより、議案第5号ないし議案第33号の29件、意見書案第1号ないし意見書案第6号の6件、平成29年請願第5号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第5号牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第23号平成30年度牛久市一般会計予算、まず、本案に対する市川圭一君外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第23号は可決されました。

次に、議案第24号平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第33号牛久市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、意見書案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

次に、意見書案第4号子育て支援の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

次に、意見書案第5号東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、意見書案第5号は可決されました。

次に、意見書案第6号旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、意見書案第6号は可決されました。

次に、平成29年請願第5号牛久市の育児支援に関する請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、平成29年請願第5号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第37、決議案第1号についてを議題といたします。



日程第34 決議案第1号 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議案、朗読により提案理由とします。

本委員会は、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会調査報告書における「調査には限界があり不十分な調査結果となった」という提言に基づく調査を目的として、平成29年9月21日に設置され、調査を行ってまいりましたが、今後も引き続き調査を要することから、平成30年度についても下記の調査経費を計上し、調査を行うものとする。

1. 調査経費。

本調査に要する経費は、平成30年度において100万円を限度とする。

以上でございます。議員全員の御賛同、よろしくお願ひします。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で決議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第1号について採決いたします。

決議案第1号「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、決議案第1号は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時03分休憩

---

午後1時04分開議

○議長（板倉 香君） 会議を再開いたします。

次に、日程第38、利根川水系県南水防事務組協議員選挙を行います。

---

利根川水系県南水防事務組協議員選挙

○議長（板倉 香君） 本件につきましては、利根川水系県南水防事務組規約第5条及び第6条の規定により、議員1名の選挙をするものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（板倉 香君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（板倉 香君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（板倉 香君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番甲斐議員、5番守屋議員、6番杉森議員、7番須藤議員、8番黒木議員、9番池辺議員、10番市川議員、11番伊藤議員、12番長田議員、13番山本議員、14番遠藤議員、15番鈴木議員、16番利根川議員、17番山越議員、19番柳井議員、20番中根議員、21番小松崎議員、22番石原議員、18番板倉議員。

〔投票〕

○議長（板倉 香君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（板倉 香君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番甲斐徳之助君、6番杉森弘之君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（板倉 香君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 12票

無効投票 10票

有効投票中

池辺己実夫君 12票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、得票数上位1名の池辺己実夫君が利根川水系県南水防事務組會議員に当選いたしました。

ただいま利根川水系県南水防事務組會議員に当選されました池辺己実夫君が議場におられますので、會議規則第32条第2項の規定により、告示いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時17分休憩

---

午後1時19分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き會議を開きます。

次に、日程第39、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

---

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（板倉 香君） 本案は、産業建設常任委員長から會議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申し出がありました。

本案は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第40、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

---

閉会中の事務調査の件

○議長（板倉 香君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成30年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時21分開会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

副 議 長 秋 山 泉

署名議員 山 越 守

署名議員 柳 井 哲 也